時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

明治十六年度歲計決算

政府は去る廿四日を以て明治十六年度歲計決算を公布したり此決算に據れば其歲入出總計は共に八千三百十萬零六千八百五十八圓五十六錢二厘にして其內譯經常歲入合計は七千六百四十二萬五千六百八十七圓四十四錢一厘、臨時歲入合計は六百六十八萬千百七十一圓十二錢一厘、經常歲出は六千七百九十一萬四千百七十六圓四十九錢九厘、臨時歲出は千五百十九萬二千六百八十二圓零六錢三厘なり今この總計を同年度の豫算七千五百六十萬六千零五十九圓に比すれば決算の豫算に超過すること實に七百五十萬零七百九十九圓五十六錢二厘にして豫算額の一割に當れり決算に斯くも莫大なる增加を觀るに至りしは同年度に於て雜支出、營業資本及繰替金、軍備部繰入等の費額を臨時に支出したるに由るものにて此不足を補充するには諸返納、雜收入、補塡繰入等の金圓を以てしたるものゝ如し抑も政府が歲計決算を精完すること甚た遲くして漸く五六年前の古物を今日に公布するに至りし其情實の如何は我輩の知る所にあらざれども明治元年一月より八年六月に至る決算報告を始めて審查編成したるは實に明治十三年二月のことにして自來年を經ること殆んど十年に近ければ其事務は總て整頓して係り官も既に熟練を得たることならんなれば其公布を速にすることは蓋し事務上に於て敢て難事にあらざる可し且つ決算の大切なるは之を豫算に照らして果して差したる相違なきに在るのみにして豫算も之に由て重きを成す次第なれば若しも歲計の後に全く決算を示さゞるか又は豫決兩樣相對して非常の差あらんには豫算の信用は自から薄からざるを得ず故に政府が豫算を製するに當り注意の上にも注意を加ふ可きは無論なれども人生鬼神の明なくして人事常ならず時に或は意外の支出を要して豫期に齟齬することもある可し避く可らざる事あれば斯る場合にはいよ〱ます〱決算の報告を速にして齟齬ながらも會計の眞率なる旨を明にして以て國民をして安心せしむること所要なる可し然るに十六年度の決算は豫算に比して隨分齟齬の小ならざるものにして却て其報告の速ならざりしは甚だ遺憾にして我輩は政府の信用の爲めにも聊か惜しむ所のものなきを得ざるなり

又政府が年々に公布する歲計豫算を觀るに其前年度の豫算に比して增減したる廉々には夫々詳細なる說明を加ふるの例ありしが今回の歲計決算には豫算と相違したる廉々に說明なきのみならず千五百十九萬二千六百八十二圓零六錢三厘と云ふ莫大なる臨時歲出は興業費、雜支出、營業資本及び繰替金、軍備部繰入の四款に分ち第一款興業費を十項に第二款雜支出を九項に分ちたる迄にて如何なる理由ありて豫算外に斯る費用を要したるやを說き明らかにせざるは我々をして何か物足らぬ思ひを成さしむるものなり本來豫算は歲計の見積りたるものにして決算は其實際の收支を勘定したるものにして取りも直さず事物の首尾本末なれば豫算にして已に說明を必要とすれば決算にも亦その必要ある可きや論を俟たず然るに今この種の說明なき十六年度の決算を一讀する者は如何の感を爲す可きや或は唯數字のみを觀て其多きに驚くものもあれば或は心中に推測の漫畫を畫きて誤りたる解釋を下すものもあらん誠に謂れなき次第なれども天下の廣き人口の喧しき之を如何ともす可らず政府の爲めに謀れば俗に言ふ痛くもなき腹を探らるゝものにして一般の信用上に其不利これより大なるはなし然りと雖も十六年度の事は今更言ふも其甲斐ある可らず唯今後に注意す可きは國會の一事にして其開設も最早や近きに在り其時には歲計の豫算決算論も必ず喧しきことならんなれば政府に於ては今より其邊に覺悟して報告法の整理改良あらんこと我輩は當局者の利益の爲めに之を勸告する者なり

雜報

○市區改正の箇所　本日の官報欄にある如く昨廿八日東京府知事は第五十七號を以て東京市區改正事業設計の內明治二十二年一月より施行すべき箇所左の通り定めらると告示したり此告示文中にある東京市區改正事業設計とは東京市區改正委員會に於て議定したるものならんなれ共其設計は如何なるものかは東京府民の未だ知らざる所なり然るに告示によれば上野西黑門町、淺草駒形町、淺草田原町の內には來月より道路の幅員を取擴げらるゝ事ありと思はる斯く取擴げて出來上りたる新道路の兩側には矢張家屋商店等を建設す可きものならんが是等の新道路と改正の全市街との關係は如何なるものか設計の全部を見たる上ならでは何人も判斷すると能はざる可し左れば設計の全體を知悉するの曉ならでは斯る不知案內の路傍に家屋商店等を建設する者なくして其地主の迷惑は如何ならん市區改正の設計を知らしめずして突然設計を實施すとありては實施の部に利害を有する人々は當惑困却の外なかるべしと云へり

○米國政府の歲入剩餘　米國政府の歲入額年々非常に增加する爲め國庫の剩餘金は莫大の額に上り同國政府が其使用法に困却するは世人の一般に知悉する所にして本年大統領クレヴランド氏が關稅改革の必要を論じたる敎書を國會に下せし其目的も全く關稅を減じて國庫の剩餘を過度ならしめざるにありと云ふ此程米國大藏省の會計官より大藏卿に呈送したる決算表を見るに本年度即ち昨年七月一日より本年六月三十日迄の歲入は三億七千九百二十六萬六千零七十四弗にて昨年度より增すこと七百八十六萬二千七百九十七弗なり而して本年度の歲出は二億六千七百九十二萬四千八百零一弗にて昨年度より減ずること七千三百七十八弗あり左れば本年度の剩餘金は一億一千一百三十四萬一千二百七十三弗にして昨年度より多きこと七百八十七萬零一百七十六弗なるよし

○觀兵式指揮官　第一師團長三好中將は一昨廿七日明治廿二年陸軍始觀兵式の諸兵指揮官仰付られたりと

○勳功調査委員被免　山田司法大臣は此程陸軍將校以下勳功調査委員を免せられたり

○小林鑛山局事務長　三池鑛山局事務長小林秀知氏は去る廿六日多年三池炭坑事務を擔當し勵精其職に盡し功勞少からずとて勳五等に敘し旭日雙光章を下賜せられたり

○皇宮警官の官等俸給　宮內大臣一昨廿七日皇宮警部警部補の官等俸給表を改定して主殿寮へ達したるよし

○紙屑買ひ下足直し　警視廳にては昨二十八日を以て紙屑買ひ紙屑拾ひ及び下足直し渡世の者に係る規則を改定して布達したり達文に依れば屑買ひ屑拾ひのものは目籠の外、風呂敷又は布囊を持行くとならず又途中面部を隱蔽すると人の求めなくして屋敷內に立入るとは相成らざる定めなり

○江木千之氏　同文部參事官は小學令實地取調べの爲め今二十九日神奈川縣下へ出張するといふ

○兵式體操　東京府廳にては曩に府下の公私立小學校より體操敎員等を召集して兵式體操の講習を始めしが最初豫定の三十日にては何分充分練熟の場合に至らざるを以て來年一月中も引續き講習する筈なりといふ

○前橋の慶應義塾同窓會　群馬縣下に住する慶應義塾出身の人々は其數少からざるが此等の人々は去る十九日前橋嬉し野樓に同窓會を開き岩鳴匡徹（尋常中學校長）戶張志智之助（同校敎員）木暮武太夫（同縣會議員）笹尾精憲（第三十三國立銀行支配人）西松常三郎（同行役員）等の諸氏を始め來會者十數名各々舊を話し新を語りて席上和氣藹然たりし尙ほ當日は橫田四郎（群馬縣文書課長）高瀨四郎（碓氷馬車鐵道會社長）堤田鶴三、蜂須賀次郎等の諸氏も出席する豫定なりしも病氣或は事故の爲め欠席したるが以來は春秋二回に集會して舊交を溫むる事に約束して散會したるよし

○モール氏の忘年會　內閣雇獨逸人モール氏は來る三十一日同國人二十餘名を招待して忘年の宴を開くよし

○校主へ諭達　東京府廳にては一昨廿七日各私立小學校主一同を學務課に招集し來る一月より學則敎場等を改正實行すべき旨諭達せりと

○農會品評會と大集會　來る廿二年四月十四日より同十八日迄木挽町厚生館に於て大日本農會第二十二回農產品評會を開設し同廿一日に第八回大集會を開き同廿二日には第八回定期會議を開設することに定めたるよし

○警鐘打方　今度非常報知信號線架設幷に該指針器設置と共に府下各警察署消防派出所巡查派出所等に備付べき警鐘の打方は電氣の作用にて鳴さしむるか又は詰員をして報せしめんか抔と其筋に於ては屢々評議ありたる由の處電氣を應用する時は更に機械等を取付くるの費用を要する事なれば先づ各所とも詰員をして報せしむる事に內決したりといへり

○淺草製紙會社　加藤鐵三郎、原田利重の兩氏は今度資本二萬五千圓を以て淺草製紙會社と稱するを日本橋區西河岸町に創立し別に工場を北豐嶋郡小石川村に設置し水力を利用して再製紙を專業とする目的にて一昨日其筋へ屆出でたりと

○牛骨拾ひの不利益　朝鮮にある我商人が韓人を雇ひ同國の野外に遺棄しある牛骨を拾集せしめて相應の利潤を占むるものある由なるが近來同品の次第に下落するより追々廢業する其次第を聞くに牛骨百斤の運賃は一里に付三四錢を要し之れを三十里外の遠路に運輸す

るには一個
百斤の相場
むるに至り
するもの多
○小野氏の
の遺髮葬儀
供へたり其
祭馬
鳴呼哀哉。
瀾之洋外萬
徒。反膺高
何哉」。雖然
君子以忠信
萬鍾。爵以
之所在。雖
詩。則終君
官云高爵云
在君之眼。
庸。蠅聚蟻
游手素餐之
之眼。此民
而又自感戴
也。被治者
昂。乙之首
在君之眼。
君之足。不
人。君之體。
行一心之所
殉。鳴呼哀
書。猶且留
舌焦而筆禿
不悔也。
所爲。其輕
衛兵護焉。
聲。徒駭
樂。死受寵
客死于萬里
能無慨然之
領改撰。都
悼吊惜之事
之流。究竟
皎々之操。
不磨。嗟又
天奪君形。
志于永遠者
頃日聽君之
君之義。雖
祭異邦殊代
誼。誰谷吊
鏗。鳴呼哀
明治二十

○愛知縣演
柄にて俳優
改良を企つ
が改良の事
もありし由
も好し第二
は此程出京
作者及び各
歸縣して新
地に建設す

○孵卵器
賣品勸なか
々成功を誤
永樂園大八
ら晝夜寒暖